

ID: 73

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町地域福祉センター条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第96号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その利用を停止し、又は利用の許可を取消することができる。</p> <p>(1) 利用許可の申請に虚偽の事実があったとき。 (2) 利用許可の条件に違反したとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) その他指定管理者において不相当と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日